

よしおか温泉公園再整備詳細設計業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

令和8年3月

吉岡町

## 目次

1	件名	4
2	業務の概要	4
(1)	内容	4
(2)	履行期間	4
(3)	発注方法	4
(4)	提案限度額	4
3	設計の概要	4
(1)	内容	4
(2)	基本計画	4
(3)	留意事項	5
4	プロポーザル実施スケジュール	5
5	担当部署	5
6	募集要領、各種様式等の配布	6
7	参加表明書に関する質問及び回答	6
(1)	提出書類	6
(2)	提出方法	6
(3)	質問に対する回答	6
8	参加表明書の受付	6
(1)	提出書類	6
(2)	提出方法	6
9	参加表明者に対する通知	6
(1)	内容	6
(2)	方法	7
10	技術提案書に関する質問及び回答	7
(1)	提出書類	7
(2)	提出方法	7
(3)	質問に対する回答	7
11	参加辞退	7
(1)	参加辞退期限	7
(2)	提出書類	7
(3)	提出方法	7
(4)	辞退者に対する取扱い	7
12	技術提案書の提案者に要求される参加資格要件	7
13	技術提案書の提案者、技術者等の特定に必要な要件	8
(1)	技術提案書を提出する者の要件	8
(2)	配置予定管理技術者及び配置予定担当技術者の要件	9
14	技術提案書の受付	9
(1)	提出書類	9

(2)	書類作成の留意点 .....	10
(3)	提案書.....	10
(4)	記載事項に係る留意事項 .....	11
(5)	提出方法.....	12
1 5	プレゼンテーション及びヒアリング.....	13
(1)	実施日及び実施場所 .....	13
(2)	実施方法等.....	13
(3)	審査の基準等.....	13
(4)	出席者.....	13
(5)	留意事項.....	13
(6)	審査結果の発表.....	13
1 6	非特定理由に関する事項.....	13
1 7	その他留意事項 .....	14

## 1 件名

よしおか温泉公園再整備詳細設計業務委託

## 2 業務の概要

### (1) 内容

公園施設詳細設計、飲食物販施設及びエントランス建築物詳細設計

### (2) 履行期間

令和8年5月下旬（国予算成立後）から令和9年2月末日まで

### (3) 発注方法

公募型プロポーザル方式

### (4) 提案限度額

ア 提案限度額（上限） 税込み76,857,000円  
（うち地方消費税等 6,987,000円）

イ 提案限度額（下限） 税込み69,168,000円  
（うち地方消費税等 6,288,000円）

## 3 設計の概要

### (1) 内容

「よしおか温泉公園」の再整備は、道の駅よしおか温泉に、道の駅の南側にある天神東公園を「道の駅のサポート施設」として加え、「よしおか温泉公園」として一体的に再整備するものである。

本業務は、再整備内容の詳細設計業務である。

ア 公園面積 約3.6ヘクタール(詳細設計の対象となる範囲（再整備する範囲）は、別図のとおり（約1.6ヘクタール）)

イ 公園施設詳細設計

園路、池、築山、遊具（ふわふわドーム、幅広滑り台及びブランコ）、休憩施設（四阿、ベンチ、植栽等）等

ウ エントランス施設（建物）詳細設計 デッキを含む面積約281平方メートル

エ 飲食物販施設（建物）詳細設計

鉄骨造平屋建て新築面積 約300平方メートル

カフェ廻りデッキ面積 約354.5方メートル

オ 排水設計 1式

カ 給水設計 1式

キ 温泉引湯設計 1式

### (2) 基本計画

基本計画（案）に基づいて、詳細設計を行う。

参加表明書を提出した者にのみ、「よしおか温泉公園再整備基本計画（案）」を配布する。なお、配布する「よしおか温泉公園再整備基本計画（案）」において知り得た情報は、機密情報として扱われるものとし、他の目的への使用、第三者への開示及び漏洩をしてはならない。

### (3) 留意事項

ア 業務は、町が選定した専門家の助言を受けながら、詳細設計を行うものとし、専門家の経費は、本業務に含まれる。

期間中月1回程度の計9回、専門家の助言や技術的資料の提供を受けて、詳細設計を進める。専門家の助言は、専門家と助手の2人体制を予定している。

イ 次の経費は、本業務に含む。

(ア) 測量業務（路線測量）230メートル

(イ) 地質調査（ボーリング）2本、10メートル

（地質は、砂質土4メートル、礫混じり土6メートル、玉石混じり土10メートルを想定する。）。

## 4 プロポーザル実施スケジュール

全ての参加表明者に技術提案書を提出していただき、ヒアリングを実施する（参加表明書による審査は、行わない。）。

なお、本業務は、国の交付金を活用し実施する予定の事業であり、交付決定がなされず、又は交付決定額が減額された場合は、委託業務を中止することがある。

### (1) 公募開始

ア 公募開始 令和8年3月24日（火）

### (2) 参加表明書に関する質問及び回答

ア 質問期限 令和8年4月17日（金） 午後5時必着

イ 回答日 質問を受理した日から3日以内

### (3) 参加表明書の提出期限

ア 提出期限 令和8年4月24日（金） 午後5時必着

### (4) 参加表明者に対する通知（ヒアリング日時等）

ア 通知時期 令和8年4月30日（木）

### (5) 技術提案書に関する質問及び回答

ア 質問期限 令和8年4月30日（木） 午後5時必着

イ 回答日 質問を受理した日から7日以内

### (6) 技術提案書の提出期限

ア 提出期限 令和8年5月13日（水） 午後5時必着

### (7) ヒアリング

ア 実施日 令和8年5月19日（火） 予定

### (8) 審査（特定）結果の通知

ア 通知日 令和8年5月下旬を予定

### (9) 契約締結

ア 契約締結 令和8年5月下旬を予定

## 5 担当部署

〒370-3692 群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田560番地  
吉岡町 建設課都市建設室

電話 0279-54-3111 (内線174)  
ファクシミリ 0279-54-8681  
電子メール toshiken@town.yoshioka.gunma.jp

## 6 募集要領、各種様式等の配布

公募に関する募集要領、各種様式等は、吉岡町ホームページからダウンロードすることを原則とする。

吉岡町ホームページ 注目情報 掲載ページURL

<https://www.town.yoshioka.gunma.jp/>

※ 次のURLからも同じ情報を参照することができる。

<https://www.town.yoshioka.gunma.jp/business/nyusatsu/proposal/>

(吉岡町トップページ>産業・ビジネス>入札・発注>プロポーザル)

## 7 参加表明書に関する質問及び回答

### (1) 提出書類

質問書(別紙様式1)

### (2) 提出方法

電子メール(件名を「よしおか温泉公園再整備詳細設計プロポーザル参加表明書質疑」とし、送信後に担当部署へ電話にて受信状況確認の連絡を行うこと。)

### (3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問を受理した日から3日以内に、質問者に対して電子メールにより行うほか、内容をホームページへ掲載する。

## 8 参加表明書の受付

### (1) 提出書類

参加表明書(別紙様式2)

### (2) 提出方法

郵送(書留に限る。)、持参又は電子メール

※ 書留による郵送の場合は、封筒表に朱書きで「参加表明書在中」と記載すること。

※ 持参の場合の受付時間は、吉岡町役場開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、締切日にあつては、午後5時までとする。

※ 電子メールの場合は、送信後に担当部署へ電話にて受信状況確認の連絡を行うこと。

## 9 参加表明者に対する通知

### (1) 内容

ア よしおか温泉公園再整備基本計画(案)

イ ヒアリングの日時、場所、注意事項等

(2) 方法

参加表明書記載の連絡先メールアドレスに対し、(1)アは参加表明書受付後3日以内に、(1)イは令和8年4月30日(木)までに通知する。

10 技術提案書に関する質問及び回答

(1) 提出書類

質問書(別紙様式1)

(2) 提出方法

電子メール(件名を「よしおか温泉公園再整備詳細設計技術提案書質疑」とし、送信後に担当部署へ電話にて受信状況確認の連絡を行うこと。)

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問を受理した日から7日以内に、参加表明者全員に対して送付する。なお、令和8年4月24日以前は、その時点で参加表明書を提出している全員に送付するものとし、参加表明書提出以前の者に対しては、参加表明書を受理した時点で送付するものとする。

11 参加辞退

(1) 参加辞退期限

随時

(2) 提出書類

参加辞退届(別紙様式3)

(3) 提出方法

電子メール(件名を「よしおか温泉公園再整備詳細設計プロポーザル参加辞退」とし、送信後に担当部署へ電話にて受信状況確認の連絡を行うこと。)

(4) 辞退者に対する取扱い

町は、プロポーザルを辞退した者に対し、辞退したことをもって不利益な取扱いを行わない。

12 技術提案書の提案者に要求される参加資格要件

次の条件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項若しくは第2項の規定による再生手続開始の申立てがされている者(同法第33条第1項の規定による再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項若しくは第2項の規定による更生手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項の規定による更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

(3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)の規定に抵触する行為がない者であること。

- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）と一切の関係がない者であること。
- (5) 令和8・9年度群馬県又は吉岡町入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (6) 群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱（昭和61年群馬県要綱）及び吉岡町建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成23年吉岡町訓令第21号）の規定による指名停止の措置要件に該当しない者であること。
- (7) 技術提案書を提出しようとする者との間に、資本関係又は人的関係がないこと。

### 1.3 技術提案書の提案者、技術者等の特定に必要な要件

#### (1) 技術提案書を提出する者の要件

次のア及びイを満たす者とする。

ア 次の(ア)又は(イ)のいずれかを満たすこと。なお、いずれも満たさない場合は、特定しない。

(ア) 都市及び地方計画部門の建設コンサルタント登録及び一級建築士事務所登録があること。

(イ) 都市及び地方計画部門の建設コンサルタント登録のある企業で、かつ、次のaからdまでの要件を満たす社外の技術者が建築物の詳細設計を担当することができる企業

a 社外の技術者が所属する企業に一級建築士事務所登録があり、かつ、おおむね1ヘクタール以上の公園で公園施設と建築物とを同一の契約で詳細設計した業務（以下「同種業務」という。）又は公園内建築物の詳細設計を実施した業務（以下「類似業務（建築物）」という。）の実績があること。

b 社外の技術者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士の資格を保有し、かつ、同種業務又は類似業務（建築物）の実績があること。

c 社外の技術者は、異なる複数の企業に社外技術者として参加していないこと。

d 社外の技術者が所属する企業に所属する複数の技術者（社外の技術者を含む。）が、異なる企業に参加していないこと。

イ 平成26年度以降、同種業務並びに池や築山などの公園施設（建築物を除く。）の詳細設計を実施した業務（以下「類似業務（公園施設）」という。）及び類似業務（建築物）（同種業務、類似業務（公園施設）及び類似業務（建築物）は、吉岡町が同等と認めた業務を含む。）の実績が、次の(ア)又は(イ)のいずれかを満たすこと。なお、次の(ア)又は(イ)のいずれかを満たさない場合は、特定しない。

(ア) 同種業務の実績があること。

(イ) 同種業務の実績がない場合において、類似業務（公園施設）及び類似業務（建築物）の実績があること（社外の技術者の所属する企業に類似業務（建築物）の実績がある場合を含む。）。

(2) 配置予定管理技術者及び配置予定担当技術者の要件

- ア 管理技術者は1名、担当技術者は3名程度配置し、役割分担を記載する。管理技術者は、次の要件を満たす公園施設に精通した技術者とし、担当技術者のうち1名は、次の要件を満たす建築物に精通した技術者とする。
- イ 配置予定管理技術者の要件は、次の(ア)から(ウ)までに掲げるとおりとする。
- (ア) 技術士法(昭和58年法律第25号)の規定による技術士(建設部門:都市及び地方計画)の資格を有すること。なお、資格がない場合は、特定しない。
- (イ) 平成26年度以降に完了した同種業務又は類似業務(公園施設)の実績が1件(照査技術者として担当した業務を除き、複数年度にまたがり実施した業務は、業務全体で1件とする。)以上あること。なお、実績がない場合は、特定しない。
- (ウ) 令和8年4月1日現在、特定後未契約のものを含めた全ての手持ち業務の契約金額が税込み4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満であること。
- ウ 配置予定担当技術者(建築)の要件は、次の(ア)から(ウ)までに掲げるとおりとする。
- (ア) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有すること。なお、資格がない場合は、特定しない。
- (イ) 平成26年度以降に完了した同種業務又は類似業務(建築物)の実績が1件(照査技術者として担当した業務を除き、複数年度にまたがり実施した業務は、業務全体で1件とする。)以上あること。なお、実績がない場合は、特定しない。
- (ウ) 令和8年4月1日現在、特定後未契約のものを含めた全ての手持ち業務の契約金額が税込み4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満であること。
- エ 技術提案書の提出者以外の企業に属する者を配置予定担当技術者(建築)とする場合は、配置予定担当技術者(建築)は、ウに定める要件に加え、次の(ア)から(ウ)までに掲げる要件を満たす者とする。
- (ア) 社外の技術者が所属する企業に一級建築士事務所登録があり、かつ、同種業務又は類似業務(建築物)の実績があること。
- (イ) 社外の技術者は、異なる複数の企業に社外技術者として参加していないこと。
- (ウ) 社外の技術者が所属する企業に所属する複数の技術者(社外の技術者を含む。)が、異なる企業に参加していないこと。

1.4 技術提案書の受付

(1) 提出書類

- ア 技術提案書(別紙様式4-1)
- イ 企業の平成26年度以降の同種業務等の実績(別紙様式4-2)
- ウ 業務実施体制(別紙様式4-3)
- エ 予定管理技術者の経歴等(別紙様式4-4)
- オ 予定管理技術者の平成26年度以降の同種業務等の実績(別紙様式4-5)

- カ 予定担当技術者の経歴等（別紙様式4－6）
- キ 予定担当技術者の平成26年度以降の同種業務等の実績（別紙様式4－7）
- ク 提案書（別紙様式5）
- ケ 見積書（別紙様式6）
- コ 企業の都市及び地方部門の建設コンサルタント登録の写し
- サ 企業の一級建築士事務所登録の写し

(2) 書類作成の留意点

- ア (1)アからクまで、コ及びサの書類は、正本1部及び副本8部を、(1)ケの書類は、正本1部を提出するものとする。
- イ 提出書類の規格は、日本産業規格A列4番とし、縦置きとする。
- ウ 技術提案書による提案は、提案者1者当たり技術提案書1件とし、同提案者による複数の提案は、これを認めない。
- エ 文字のサイズは、10.5ポイント以上とする。
- オ 技術提案書の提出者以外の企業に属する者を配置予定担当技術者（建築）とする場合は、次の書式を準用し、所属する企業の証明書を添付する。
  - (ア) 同種業務等の実績 (1)イを準用
  - (イ) 予定担当技術者の経歴等 (1)カを準用
  - (ウ) 予定担当技術者の平成26年度以降の同種業務等の実績 (1)キを準用
  - (エ) 企業の一級建築士事務所登録の写し

(3) 提案書

提案書には、次表の評価項目を記載し、事業実施方針及び手法、実施スケジュール並びに作業体制図を併せて記載するものとする。なお、提案書の様式は、別紙様式5のとおりとし、枚数は、図表を含めて10枚までとする。

評価項目	評価事項
全体の空間	基本計画を踏まえ、全体の空間と景観を緻密に作り上げるために、詳細設計に当たり留意すべき点をどのように考えているのか。
エントランス施設	空間、建物の魅力のなさを改善し、空間の魅力を作り、集客、売上げをアップさせること、道の駅の利用者の多くを隣接する公園に誘い両施設で相乗効果を生むような空間の整備が、本施設整備の目的である。 詳細設計に当たり留意すべき点をどのように考えているのか。 既存の物産館の内部改修は、どのように考えているのか。
飲食物販施設	飲食物販施設は、若い女性が行きたくなる、写真を撮って誰かにお勧めしたくなる、小さい子どもが一緒でもくつろげる場とする予定であるが、詳細設計に当たり留意すべき点をどのように考えているのか。
アドバイスの具体化	専門家のアドバイスを具体化するときに留意すべき点をどのように考えているのか。

(4) 記載事項に係る留意事項

次表のとおりとする。

記載事項	内容に関する留意事項
企業の平成26年度以降の同種業務、類似業務（公園施設）及び類似業務（建築物）の実績	<p>(1) 参加表明書の提出者が過去に受注した同種業務、類似業務（公園施設）及び類似業務（建築物）の実績について記載する。</p> <p>(2) 記載する業務は、平成26年度以降に完了したものとし、記載する件数はそれぞれ最大2件とする。</p> <p>(3) 様式は、別紙様式4-2のとおりとし、枚数は、1件ごとに1枚とする。この場合において、図面、写真等を引用する場合も、枚数に含めるものとする。</p>
業務実施体制	<p>(1) 配置予定の技術者及び業務の分担について記載する。なお、配置予定管理技術者は1名、配置予定担当技術者は3名程度とする。</p> <p>(2) 技術提案書の提出者以外の企業に属する者を担当技術者とする場合は、備考欄にその属する企業名等を記載する。</p> <p>(3) 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託し、又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載し、並びに再委託先又は協力先及びその理由（企業の技術的特徴等）を記載するものとする。この場合において、業務の主たる部分の再委託は、これを認めない。</p> <p>(4) 様式は、別紙様式4-3のとおりとする。</p>
予定管理技術者の経歴等	<p>(1) 予定管理技術者に係る経歴等を記載する。</p> <p>(2) 予定管理技術者は、技術士法の規定による技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有するものとする（登録証の写しを添付すること。）。</p> <p>(3) 同種業務又は類似業務（公園施設）の実績は、平成26年度以降に完了した業務を対象とし、記載する件数は、それぞれ最大2件とする。</p> <p>(4) 手持ち業務は、令和8年4月1日現在のものを全て記載する。なお、手持ち業務とは、管理技術者及び担当技術者となっている契約金額が500万円以上の業務をいう。</p> <p>(5) プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済み」と明記するものとする。</p> <p>(6) 様式は、別紙様式4-4のとおりとする。</p>
予定管理技術者の平成26年度以降の同種業務及	<p>(1) 予定管理技術者が過去に従事した同種業務及び類似業務（公園施設）の実績について記載する。</p>

<p>び類似業務（公園施設）の実績</p>	<p>(2) 記載する業務は、平成26年度以降に完了したものと とする。 (3) 様式は、別紙様式4-5のとおりとし、枚数は、1 件ごとに1枚とする。この場合において、図面、 写真等を引用する場合も、枚数に含めるものとす る。</p>
<p>予定担当技術者の経歴等</p>	<p>(1) 予定担当技術者に係る経歴等を記載する。 (2) 予定担当技術者（建築）は、建築士法の規定によ る一級建築士の資格を有するものとする（登録証の 写しを添付すること。）。 (3) 同種業務又は類似業務（建築物）の実績は、平成 26年度以降に完了した業務を対象とし、記載する 件数は、それぞれ最大2件とする。 (4) 予定担当技術者の経歴等は、次に掲げるところに 従い記載するものとする。 ア 予定担当技術者の経歴等を記載する。 イ 手持ち業務は、令和8年4月1日現在の国内外 を問わず全ての業務を記載する。なお、手持ち業 務とは、管理技術者及び担当技術者となっている 契約金額が500万円以上の業務をいう。 ウ プロポーザル方式による本業務以外の業務で配 置予定技術者として特定された未契約業務がある 場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後 に「特定済み」と明記するものとする。 エ 様式は、別紙様式4-6のとおりとする。</p>
<p>予定担当技術者の平成26年度以降の同種業務及び類似業務（建築物）の実績</p>	<p>(1) 予定担当技術者が過去に従事した同種業務及び類 似業務（建築物）の実績について記載する。 (2) 記載する業務は、平成26年度以降に完了したも のとする。 (3) 技術提案書の提出者以外が受注した業務実績を記 載する場合は、当該業務を受注した企業名等を記載 する。 (4) 様式は別紙様式4-7のとおりとし、枚数は1件 ごとに1枚とする。この場合において、図面、写真 等を引用する場合も、枚数に含めるものとする。</p>
<p>技術提案書の提出者以外の企業に属する者を予定 担当技術者（建築）とす る場合</p>	<p>(1) 別紙様式4-2、別紙様式4-6、別紙様式4- 7の書式を準用し、技術提案書の提出者以外の企業 の証明書を添付すること。 (2) 留意事項は、予定担当技術者の欄を準用する。</p>

(5) 提出方法

郵送（書留に限る。）又は持参

※ 書留による郵送の場合は、封筒表に朱書きで「技術提案書在中」と記載し、投かん予定日をあらかじめ電子メールで担当部署宛て連絡すること。この場合におい

て、電子メールの件名は、「よしおか温泉公園再整備詳細設計プロポーザル技術提案書提出連絡」とする。

※ 持参の場合の受付時間は、吉岡町役場開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、締切日にあっては、午後5時までとする。

※ 技術提案書等の電子メールでの提出は、一切認めない。

## 15 プレゼンテーション及びヒアリング

### (1) 実施日及び実施場所

令和8年5月19日(火) 予定

実施場所は、吉岡町役場会議室を予定し、詳細は、参加表明者に対し別途通知する。

### (2) 実施方法等

技術提案者(参加表明者)ごとに、おおむね55分(技術者によるプレゼンテーション15分、ヒアリング約40分)とし、委員による審査を行う(時間は、全て現時点での予定であり、詳細は、別途通知するものとする。)。なお、冒頭に、企業の概要を簡単に紹介すること。

### (3) 審査の基準等

別表第1「会社及び技術者の評価基準」、別表第2「提案内容の評価テーマに対する技術提案の評価基準」及び別表第3「価格の評価基準」により総合評価方式(加算方式)で評価点を合計し、合計評価点が最も高い者を特定する。

### (4) 出席者

5名までとし、配置予定管理技術者及び配置予定担当技術者(建築)(社外の技術者を含む。)は必ず出席すること。

### (5) 留意事項

ア プレゼンテーション及びヒアリングは、提出した技術提案書に基づき実施するものとし、追加資料の提出や使用は、一切認めない。

イ プレゼンテーション及びヒアリングに当たり、町が用意するディスプレイを利用することができる。この場合において、ディスプレイに接続するパソコン等の端末は技術提案者が持参するものとし、当日使用するディスプレイの仕様については、別に通知するものとする。

ウ 特別な場合を除き、配置予定管理技術者又は配置予定担当技術者(建築)(社外の技術者を含む。)がプレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、このプロポーザルを辞退したものとみなす。

### (6) 審査結果の発表

令和8年5月下旬予定以降、吉岡町ホームページに審査結果(特定者の商号又は名称)を掲載する。

## 16 非特定理由に関する事項

(1) 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由(非特定理由)を書面(非特定通知書)で契約担当者から通知する。

- (2) (1)により通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面又は電子メール（書式は任意とする。）により、契約担当者に対して非特定理由について説明を求めることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、回答は、理由を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に行う。

## 17 その他留意事項

- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とし、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (2) 失格基準  
技術提案者が次のいずれかに該当するときは、失格とする。
  - ア 12に規定する参加資格要件を満たさなくなったとき。
  - イ 技術提案書等の提出方法及び提出期限を遵守しなかったとき。
  - ウ 提出書類等に虚偽の内容を記載したとき。
  - エ 選考委員会委員、事務局その他当該事業の関係者に対し、当該事業に関する助言を求め、不正な接触を行い、その他特定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったとき。
  - オ その他本実施要領に違反する行為があったとき。
- (3) 提出期限までに参加表明書を提出しない者は、技術提案書を提出することができない。
- (4) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (5) (2)ウに該当するに至ったときは、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を講ずることがある。
- (6) 特定されなかった場合でも、技術提案書は返却しない。
- (7) 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外の目的で提出者に無断で使用しない。また、特定された技術提案書を公開する場合は、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (8) 参加表明書及び技術提案書の提出後における参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更は、これを認めない。
- (9) 技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更することができない。ただし、記載された配置予定の技術者に死亡、退職、休職その他やむを得ない事情が発生した場合は、発注者と協議の上、その者が同等以上の技術者であると認められた場合に限り、これを変更することができる。
- (10) 発注者は、技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のため、受注者に対し業務の具体的な実施方針について提案を求めることがある。
- (11) 発注者
  - ア 所在地 群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田560番地
  - イ 名称 吉岡町
  - ウ 代表者職氏名 吉岡町長 柴崎 徳一郎

別表第1 会社及び技術者の評価基準

評価区分	評価項目	評点
1 企業	(1) 都市計画及び地方計画部門の建設コンサルタント登録がある。 1点 (2) 一級建築士登録事務所 1点  (1)がない場合は、特定しない。	2
	(1) 平成26年度以降の同種業務実績 2業務まで 1業務につき1点 (2) 平成26年度以降の類似業務（公園施設）の実績 2業務まで 2業務につき1点 (3) 平成26年度以降の類似業務（建築物）の実績 2業務まで 2業務につき1点  (1)の実績がない場合において、(2)及び(3)の実績がない場合は、特定しない。	4
2 業務実施体制	配置予定の管理技術者1名、担当技術者3名程度とし、役割分担を記載する。 管理技術者は、要件を満たす公園施設に精通した技術者とする。 担当技術者（建築）は、要件を満たす建築物に精通した技術者とする。 技術提案書の提出者以外の企業に属する者を担当技術者とする場合は、企業名等を記載する。	
3 配置予定管理技術者	技術士資格（建設部門：「都市及び地方計画」） 2点  保有していない場合は、特定しない。	2
	(1) 平成26年度以降の同種業務の実績 2業務まで 1業務につき1点 (2) 平成26年度以降の類似業務（公園施設）の実績 2業務まで 2業務につき1点  (1)又は(2)の実績がない場合は、特定しない。	3
4 配置予定担当技術者	一級建築士資格 1点  保有していない場合は、特定しない。	1
	(1) 平成26年度以降の同種業務の実績 2業務まで 1業務につき1点 (2) 平成26年度以降の類似業務（建築物）の実績 2業務まで 2業務につき1点  (1)又は(2)の実績がない場合は、特定しない。	3
小計		15

別表第2 提案内容の評価テーマに対する技術提案の評価基準

評価項目	評価事項	評点
全体の空間	基本計画を踏まえ、全体の空間と景観を緻密に作り上げるために、詳細設計に当たり留意すべき点をどのように考えているのか。	30
エントランス施設	空間、建物の魅力のなさを改善し、空間の魅力を作り、集客、売上げをアップさせること、道の駅の利用者の多くを隣接する公園に誘い両施設で相乗効果を生むような空間の整備が、本施設整備の目的である。 詳細設計に当たり留意すべき点をどのように考えているのか。 既存の物産館の内部改修は、どのように考えているのか。	15
飲食物販施設	飲食物販施設は、若い女性が行きたくなる、写真を撮って誰かにお勧めしたくなる、小さい子どもが一緒でもくつろげる場とする予定であるが、詳細設計に当たり留意すべき点をどのように考えているのか。	20
アドバイスの具体化	専門家のアドバイスを具体化するときに留意すべき点をどのように考えているのか。	10
小計		75

別表第3 価格の評価基準

評価項目	評価事項	評点
見積価格	業務に係る見積価格 $10 \text{点} \times (1 - (\text{提案額} \div \text{提案限度額})) \times 10$ 税込み価格で算出し、小数点以下は切捨てとする。	10
小計		10